

令和 8 年度

学校いじめ防止基本方針



岡崎市立下山小学校

下山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「下山いじめ・長期欠席対策委員会（SIT）」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・生活指導担当・いじめ長期欠席担当・養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

（１）「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学期に２回、心のアンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校・学級だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 今年度の基本方針（いじめの防止等に関する具体的な取組）

（１）昨年度の実態から明らかになった課題

WEBQUの結果より集団に適応している児童の状況を確認することができた。しかし、児童同士の些細なトラブルからいじめに発展する可能性がある。今後、いじめが起これないように未然防止の取組、早期発見の取組が必要である。また、いじめが起こった際には、すぐに対応できることが大事である。

（２）課題を解決するための今年度の取組

①いじめの未然防止の取組

- ア 小規模校の利点を生かして、全職員が一人一人の児童との関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学校づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道德教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

②いじめの早期発見の取組

- ア 日頃から日記指導等をしながら、児童の様子の変化を見逃さないように努める。
- イ 心のアンケート（いじめアンケート）と教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

③いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「下山いじめ・長期欠席対策委員会（SIT）」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 学区民生委員・学校評議員との連携を強化し、学校の状況の理解と共有化を図る。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童とその保護者に対して適切に情報を提供する。場合によっては市教委の指導のもと、全校の保護者会を開き、学校の状況と今後の対応について理解を深める。

5 学校の取組に対する検証・見直し

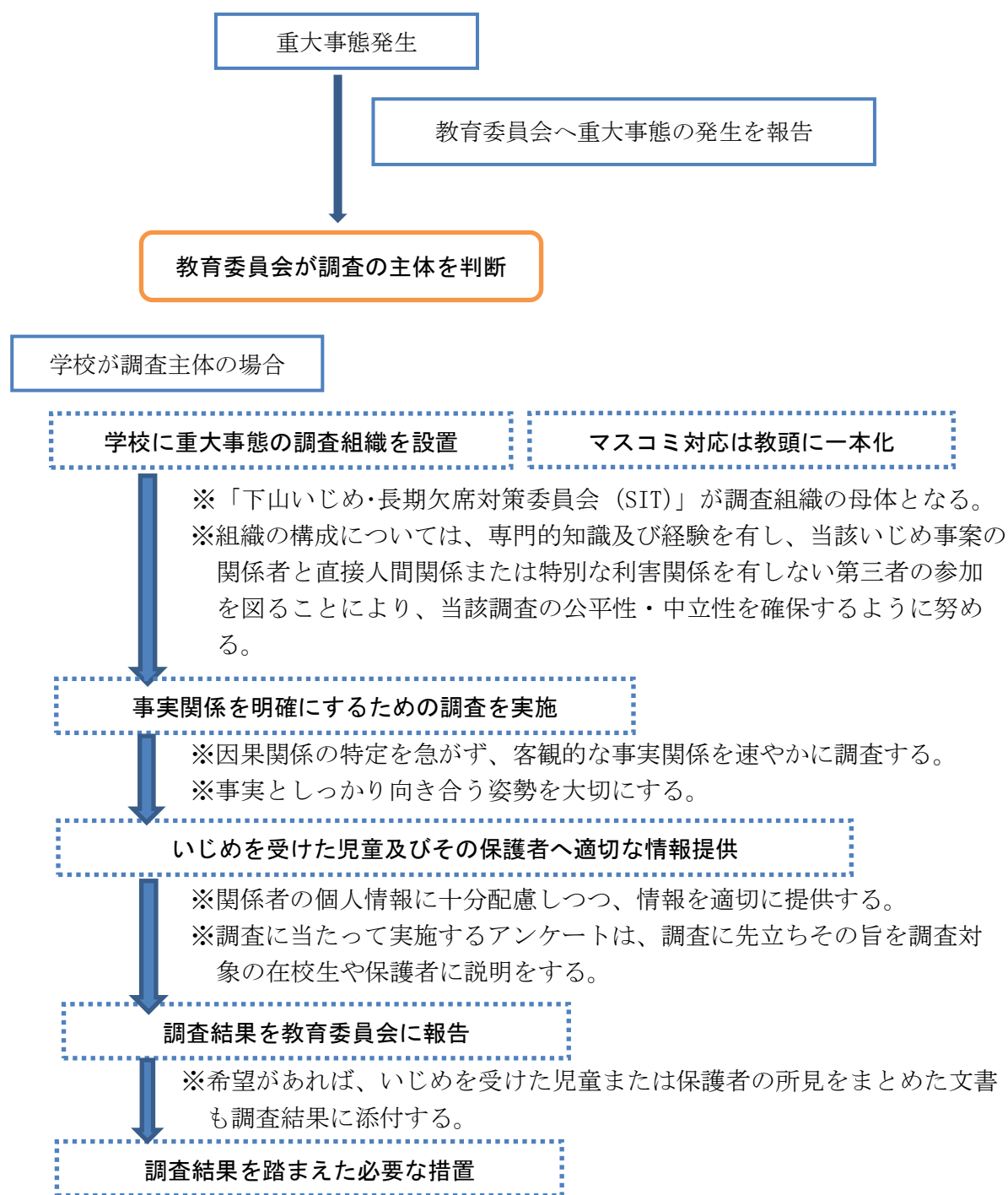
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する児童アンケートを学期毎に2回行い、児童の様子を把握し、その結果の集約に基づき、教育相談等、児童との会話の機会とし、現状把握に努める。
- (3) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施(12月)し、いじめ・長期欠席対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修で児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月にホームページに掲載する。

(3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



※必要に応じ、全校保護者会を開き、状況把握と今後の対応に対しての理解と共有化を図る。

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。

＜取組の年間計画＞

		「下山いじめ・長期欠席 対策委員会（SIT）」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域と の連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き・学級指導 ○保健指導（心と体の成長） ○情報モラル指導（ネットモラル）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○家庭訪問	○学校運営協議会 ○保護者全体会で「学校いじめ基本方針」の説明 ○いじめ防止に関するチラシの配付やHPの更新
5月	↓	○現職研修① 「児童生徒理解と学級づくり」	○「川中小田植え交流」（異年齢集団活動） ○「学区大運動会」（異年齢集団活動）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○田植え交流会 ○学区大運動会（地域との連携活動）
6月	C ↓		○集合学習（小規模校の交流活動） ○山の学習（額田地区の小学校の交流活動）	○WEBQUの実施（1回目） →1回目の評価 →対策	○学区民生委員による学校訪問
7月	A ↓ P ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施 →検証 ○子供を語る会	○情報モラル指導（ネットモラル）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○公開授業 ○保護者会 ○学校を語る会で地域と情報交換を実施
8月	↓	○中間評価→検証			○下山夏祭り
9月	D ↓		○「川中小稲刈り交流」（異年齢集団活動） ○わくわく発見学習（小規模校の交流活動）	○身体測定	○稲刈り交流会
10月	C ↓	○現職研修②（ケーススタディ）	○学芸会（異学年の活動を認めあう場）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○学校運営協議会委員への学校行事の公開 ○祖父母交流会
11月	A		○福祉実践教室 ○集合学習（小規模校の交流活動） ○盲学校との交流 ○修学旅行（額田地区の小学校の交流活動）	○WEBQUの実施（2回目） →1回目の評価との比較・検証 →対策	○祖父母交流グラウンドゴルフ大会
12月	↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施 →検証 ○子供を語る会	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○保健学習（命の大切さ）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間 ○保護者アンケート調査	○保護者会 ○保護者・地域学校診断アンケート実施

1 月	P へ	○学校関係者評価 の実施	○保健学習（命の大切さ） ○保健学習（心の健康） ○「川中小訪問」（異年齢 集団活動）	○身体測定 ○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○保護者・地域 学校診断アンケート結果を 学校通信で示 す。
2 月		○自己評価	○保健指導（伝え方名人にな ろう）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○PTA総会での 年度の活動報告 ○学校運営協議会 で「学校評価」 を示す。
3 月		○学校関係者評価 の結果を検証 し、「基本方針」 の見直し ○子供を語る会	○卒業生を送る会		
通 年		○校内のいじめに 関する情報の収 集 ○養護教諭からの 保健室状況等の 情報収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育・体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○仲良しグループの活動（異 年齢集団活動） ○保小交流（保育園児との交 流活動）	○健康観察の実施 ○欠席状況把握 ○保健室来室状況 把握 ○SCによる相談 ○ことばノート （日記）	○あいさつ運動 （それぞれの学 期に2週間） ○保健だより ○学校・学級だよ り

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応し、全職員で情報を共有する。